

警報発令時・交通機関不通時における登校について

I 次の場合は、午前・午後とも休校とします。

1. 午前7時に、岐阜県美濃地方または愛知県尾張東部・尾張西部の市町村のいずれかに「暴風警報」・「暴風雪警報」または「特別警報」が発令されている場合。

- (ア) 登校途中の場合は、すみやかに帰宅するなど適切な行動をとること。
- (イ) 登校後の場合は、学校の指示に従うこと。
- (ウ) 局地的な集中豪雨の場合には、的確な気象状況を掌握し、以下の場合には登校しないこと。
道路が冠水し、閉鎖されることがありまた橋の損壊などで危険な場合には登校に及ばない。
ただし学校へ連絡をすること。

2. 「大雨警報」、「大雪警報」の発令時は平常どおり授業を行います。

- (ア) 今後の気象情報や地域の実情等をもとに家族と相談し、交通機関、道路の安全を確認のうえで登校すること。
- (イ) 登下校の安全確保に不安がある場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校すること。
- (ウ) 「暴風警報」・「暴風雪警報」または「特別警報」の発表が予想される場合など登下校の安全確保に不安がある場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか、状況を見て登校すること。

3. 始業時刻において、JR東海・名古屋鉄道（名鉄）・近畿日本鉄道（近鉄）・名古屋市営交通・岐阜乗合自動車（岐阜バス）・長良川鉄道・養老鉄道・樽見鉄道のうち、2社以上が運休ストライキを実施し、続行中の場合。

II 大規模な災害の発生が予想される場合は、下記のとおりとします。

- (ア) 在宅中・在校中を問わず、調査情報が出された時は原則として平常授業とします。
- (イ) 在宅中に注意情報・予知情報が出された時は休校とし、それぞれの解除情報が発表されるまでの間、休校とします。
登校途中・在校中の場合は、交通機関、道路の安全を確認のうえすみやかに帰宅するなど適切な行動をとること。
- (ウ) 在宅中・在校中を問わず、予知判定会が招集された場合、または警戒宣言が発令された場合も同じく休校とし、警戒宣言の解除までは臨時休校とします。登校後の場合は、道路及び生徒の居住地域の安全を確認のうえ、保護者に確実に連絡後帰宅すること。
- (エ) 激甚災害等が発生しなかった場合の授業の再開については、原則として解除情報・解除宣言の翌日からとします。
- (オ) 激甚災害等が発生した場合の登校等については、状況を見て別途指示します。